

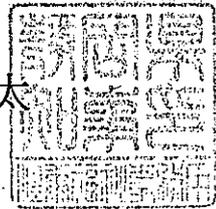
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
氏名 松田産業 株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和元年7月3日

許可の有効年月日 令和8年7月2日

複写禁止

1. 事業の範囲

事業の区分
産業廃棄物の種類

収集運搬 (積替え及び保管行為を除く)
廃プラスチック類 (石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有廃棄物を含む。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸 (水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、動植物性残さ

以上 11品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 7月 3日 新規許可
平成14年 7月 3日 更新許可
平成19年 7月 3日 更新許可
平成24年 7月30日 更新許可
令和 元年12月 5日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
 氏名 松田産業 株式会社
 代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和 2年 8月 2日

許可の有効年月日 令和 9年 8月 1日

複写禁止

1. 事業の範囲

事業の区分
 特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃水銀等、特定有害PCB等、特定有害PCB汚染物

以上 53品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	5年	8月	2日	新規許可
平成	10年	8月	2日	更新許可
平成	15年	8月	2日	更新許可
平成	20年	8月	4日	更新許可
平成	25年	8月	21日	更新許可
令和	3年	3月	9日	更新許可
令和	3年	7月	27日	変更許可
令和	3年	10月	20日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無